

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和3年度第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	個人情報取扱事務について（公開） 審議依頼事項 (1) 若い夫婦世帯等への臨時特別給付金事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（生活支援課） (2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務の個人情報の目的外利用について（生活支援課） ※ (1)及び(2)については、一括して審議する。
日 時	令和4年2月14日（月）午前9時30分から午前10時まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、宮澤 一弥（総務部長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）、富山 芳則（保健福祉部次長兼生活支援課長）、高塚 和枝（生活支援課長補佐） 事務局 宮澤 一弥（総務部長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）
傍 聴 者	無し
議 事	
<p>令和3年度第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <p>(1) 若い夫婦世帯等への臨時特別給付金事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（生活支援課）</p> <p>(2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務の個人情報の目的外利用について（生活支援課）</p> <p>担当者から一括して概要の説明を受けた。</p> <p>高橋委員 該当世帯はどれくらいあるか。</p> <p>富山次長 1,000世帯程度を想定しています。</p> <p>須賀会長 夫婦のみの世帯の場合は対象となるか。</p> <p>富山次長 対象となります。</p> <p>小林委員 野田市民であれば国籍は問わないという理解でいいか。</p> <p>富山次長 そのとおりです。</p> <p>松本委員 所得制限はないという理解でいいか。</p>	

富山次長 そのとおりです。

松本委員 世帯全員でそれなりの所得があったとしても給付するのか。

富山次長 コロナ禍においては、所得に関係なくあらゆる方が影響を受けていると考えられるため、所得制限を設けず給付しようとするものです。

松本委員 基準日時点の住所地と住民票上の住所地が異なる場合、給付の対象とならないという理解でいいか。

富山次長 市単独の事業であるため、飽くまでも基準日時点で本市の住民であることを前提としています。

小林委員 収集先の本人以外から収集している理由として第 7 号だけでなく第 1 号も含めている理由は何か。

事務局 住民基本台帳法第 1 条において「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」とあることから、住民基本台帳の利用は当該法律に基づくものとして記載するよう整理しています。

須賀会長 当該事務における「夫婦」というのは、戸籍上の夫婦、内縁の者、同居している男女といったもののうち、どの程度の関係を範囲とするか。

富山次長 住民基本台帳に続柄として記載がある事実婚を含む夫婦となります。

須賀会長 同居人は、親族でなくてもいいか。

富山次長 そのとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ審議依頼書及び登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第 4 回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上